

# 平成28年 安全衛生管理自主点検表



(平成28年1月 日現在)

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号				継続一括整理番号							
事業の種類		事業場の名称										労働者数							
												男 _____ 女 _____ 計 _____							
主な製品又は作業		事業場の所在地										以下内数で記入 派遣 _____ 年少者 _____ パート _____ 外国人 _____ 技能実習生 _____ 企業全体 _____							
		〒 _____ - _____																	
(Tel - - ) (Fax - - )																			
事業者の職氏名										記入担当者職氏名									
職名										氏名									
災害発生状況 <small>(注1)</small>	区分		死傷件数(通勤途上災害を除く)				度数率 <small>(注3)</small>	強度率 <small>(注3)</small>	不休災害 件数										
		死亡	休業4日以上	休業1日~3日	合計 <small>(注2)</small>														
	年別																		
	平成25年				( )														
平成26年				( )															
平成27年				( )															
下請等 事業場	事業場名( )										労働者数	休業災害件数 (休業4日以上に限る)							
	構内下請 (業務請負)																		
派遣																			

注1 建設業は、店社分のみ記入してください。  
 注2 死傷件数合計( )内には、業務上の交通労働災害件数を内数で記入してください。  
 注3 度数率・強度率の計算方法については、14ページを参照してください。  
 注4 下請等事業場の欄に入りきらない場合は、任意の別紙を添付してください。  
 注5 本自主点検表は事業場単位で記載してください。

次の点検項目にしたがって点検を行ってください。各項目ごとに、該当するものを  で囲み、また、空欄には所定事項を記入してください。

## 1 安全衛生管理体制

点検表中における法令略称  
 ・労働安全衛生法 = 安衛法 ・労働安全衛生法施行令 = 安衛令 ・労働安全衛生規則 = 安衛則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 = ボ則 ・クレーン等安全規則 = ク則 ・ゴンドラ安全規則 = ゴ則 ・有機溶剤中毒予防規則 = 有機則 ・鉛中毒予防規則 = 鉛則 ・特定化学物質障害予防規則 = 特化則 ・電離放射線障害防止規則 = 電離則 ・事務所衛生基準規則 = 事務所則 ・粉じん障害防止規則 = 粉じん則 ・石綿障害予防規則 = 石綿則 ・酸素欠乏症等防止規則 = 酸欠則

### (1) 安全衛生管理組織

(法定の管理者等を選任している場合のみ該当欄に  または数字を記入してください。選任基準は、送付状裏面を参照願います。)

管理者等の別	選任している	選任していない	選任義務がない	労働基準監督署への報告	作業場の巡視状況		
					回/日	回/週	回/月
総括安全衛生管理者 (安衛法第10条)	名			有・無	回	回	回
安全管理者 (安衛法第11条)	名			有・無	回	回	回
衛生管理者 (安衛法第12条)	名			有・無	回	回	回
上記のうち 衛生工学衛生管理者	名			有・無	回	回	回
産業医 (安衛法第13条)	名			有・無	回	回	回
安全衛生推進者 (安衛法第12条の2)	名				回	回	回

### (2) 安全・衛生委員会

安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下、「委員会」）を設置していますか

設置している

(該当欄に  または数字を記入してください。設置基準は、送付状裏面を参照願います。開催基準は毎月1回以上（安衛則第23条）

	安全委員会 (安衛法第17条)	衛生委員会 (安衛法第18条)	安全衛生委員会 (安衛法第19条)
委員会の構成	使 人 労 人	使 人 労 人	使 人 労 人
産業医の出席の有無等		有・無 ( 回/年出席)	有・無 ( 回/年出席)
平成27年 開催回数	回	回	回

設置していない（理由：  ）

ハ 設置の義務がない

ニ 設置の義務はないが準ずるものを設置している（安衛則第23条の2）

委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、3年間保存していますか（安衛則第23条）

している（ 年間）  していない（理由：  ）

委員会の議事概要を労働者に周知していますか（安衛則第23条）

している（  掲示・備付  
書面交付  情報共有）  していない（理由：  ）

## 2 安全衛生管理等の年間計画等

(1) 安全衛生管理の年間計画は作成していますか

イ している                      □ していない (理由:                      )

安全衛生管理の年間計画策定済みのもの、または別途様式(13頁)のものを添付して提出してください。

(2) 安全衛生教育計画は樹立していますか

イ 勤労者の職業生活全般を通じた計画をしている

□ 安全衛生管理の年間計画に含まれている

ハ していない (理由:                      )

(3) 危険予知(K・Y)活動を取り入れていますか

イ 実施している                      □ 実施していない (理由:                      )

(4) 安全衛生改善提案制度を取り入れていますか

イ 実施している                      □ 実施していない (理由:                      )

## 3 安全衛生教育

(1) 雇入れ時教育、職長教育、特別教育(安衛法第59・60条関係)

(該当欄に 印を記入してください。( )内には受入派遣労働者に対する状況を記入してください。)

方法 種類	実施の有無			実施していない
	自社で実施	親企業での教育に参加	災害防止団体等の教育に参加	
雇入れ時教育				
職長教育	( )	( )	( )	
特別教育	( )	( )	( )	

職長教育の対象業種は、安衛令第19条、特別教育を必要とする業務は、安衛則第36条を参照願います。

(2) 能力向上教育(安衛法第19条の2関係)、危険有害業務の安全衛生教育(安衛法第60条の2関係)

(該当欄に 印を記入してください。)

能力向上、安全衛生教育 教育の対象者	実施の有無	参加(実施)した			参加(実施) していない
		初任時	定期	随時	
安全管理者					
衛生管理者					
安全衛生推進者					
作業主任者	種				
	類				
免許・技能講習・ 特別教育対象業務 (いずれも上記を除く) の従事者	種				
	類				

種類、教育内容等については次の指針をご参照ください。

「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」

「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」

#### 4 免許、技能講習修了者の確保

下表の作業・業務がありますか、その有資格者は充足していますか

(該当欄に 印または人数を記入してください。)

「必要数」：資格の必要な機械の台数や設置されている場所の数によって必要な資格者数

作業・業務名・資格名		該当	必要数	有資格者数	不足数
ボイラー取扱	免許(ボ則第23・24条)	有・無			
	技能講習(同上)	有・無			
第一種圧力容器作業主任者(技能講習)(ボ則第62条)		有・無			
クレーンの運転(免許)(ク則第22条)		有・無			
	床上運転式限定免許	有・無			
床上操作式クレーンの運転(技能講習) (吊り上げ荷重5t以上)(ク則第22条)		有・無			
移動式クレーンの運転(免許)(ク則第68条)		有・無			
小型移動式クレーンの運転(技能講習) (吊り上げ荷重1t以上5t未満)(ク則第68条)		有・無			
クレーン・移動式クレーンの玉掛け(技能講習)(ク則第221条)		有・無			
プレス機械作業主任者(技能講習)(安衛則第133条)		有・無			
木材加工用機械作業主任者(技能講習)(安衛則第129条)		有・無			
はい作業主任者(技能講習)(安衛則第428条)		有・無			
乾燥設備作業主任者(技能講習)(安衛則第297条)		有・無			
ガス溶接	(集合溶接)作業主任者(免許)(安衛則第314条)	有・無			
	溶接・溶断・加熱(技能講習) (安衛法第61条、安衛令第20条)	有・無			
エックス線作業主任者(免許)(電離則第46条)		有・無			
ガンマ線透過写真撮影作業主任者(免許)(電離則第52条の2)		有・無			
特定化学物質作業主任者(技能講習)(特化則第27条)		有・無			
石綿作業主任者(技能講習)(石綿則第19条)		有・無			
鉛作業主任者(技能講習)(鉛則第33条)		有・無			
酸素欠乏危険作業主任者(技能講習)(酸欠則第11条)		有・無			
有機溶剤作業主任者(技能講習)(有機則第19条)		有・無			
フォークリフトの運転(技能講習) (安衛法第61条、安衛令第20条)		有・無			
ショベルローダ・フォークローダの運転(技能講習)(同上)		有・無			
発破の業務(免許)(同上)		有・無			
車両系建設機械の運転(技能講習)(同上)		有・無			
不整地運搬車の運転(技能講習)(同上)		有・無			
高所作業車の運転(技能講習)(同上)		有・無			
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者(技能講習) (安衛則第359条)		有・無			
足場の組立等作業主任者(技能講習)(安衛則第565条)		有・無			
建築物等鉄骨の組立等作業主任者(技能講習) (安衛則第517条の4)		有・無			
鋼橋架設等作業主任者(技能講習)(安衛則第517条の8)		有・無			



## (3) 特殊健康診断等

(該当欄に 印または数字を記入してください。)

健康診断別		該 当	実 施	実 施	有 所 見 者	労基署への報告
じん肺健康診断(じん肺法第8条)		有・無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
有機溶剤等健康診断 (有機則第29条)		有・無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
特定化学物質健康診断 (特化則第39条)		有・無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
電離放射線健康診断 (電離則第56条)		有・無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
鉛健康診断(鉛則第53条)		有・無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
塩酸等の有害な蒸気等の業務に係る 歯科医師による定期健康診断 (安衛則第48条)		有・無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
石綿健康診断(石綿則第40条)		有・無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無 (健診実施の年のみ)
行政の 指導に よる特 別の健 康診 断	紫外線・赤外線等有害光線	有・無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
	騒 音 (聴力健診)	有・無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
	振動工具 (振動病健診)	有・無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
	重量物取り扱い	有・無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
	V D T	有・無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
	引き金付工具を取扱う業務	有・無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
	(その他)	有・無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無

## (4) 作業環境測定

作業環境測定は実施していますか(平成27年1月から12月の状況)

(該当欄に 印または数字を記入してください。)

作業環境測定の対象となる作業場(場所) (安衛法第65条、安衛令第21条)	該当作 業場の 有 無	測 定 の 有 無 と 区 分			測定 の 頻度 (注3)	測 定 結 果 の 評 価	作業環境 改善の必 要の有無
		未実施	自 社	測定機関			
粉じんを著しく発散する屋内作業場 (粉じん則第25条)	有・無					有・無	有・無
特定化学物質を製造・取り扱う屋内作業場 (特化則第36条)	有・無					有・無	有・無
鉛業務を行う屋内作業場(鉛則第52条)	有・無					有・無	有・無
有機溶剤を製造・取り扱う屋内作業場 (有機則第28条)	有・無					有・無	有・無
(注2)放射線業務を行う作業場 (電離則第53~55条)	有・無						有・無
酸素欠乏危険作業を行う作業場 (酸欠則第3条)	有・無						有・無
暑熱・寒冷・多湿の屋内作業場 (安衛則第587・607条)	有・無						有・無
著しい騒音を発する屋内作業場 (安衛則第588・590・591条)	有・無						有・無
中央管理方式の空調設備のある建物 中の事務所(事務所則第7条)	有・無						有・無

(注1) 印は作業環境測定士による測定が義務。(注2) うち、放射性物質取扱作業室のみ作業環境測定士による測定が義務。(注3) 測定の頻度は6ヶ月毎、年1回というように記入してください。

	氏 名	登 録 番 号
自社測定の場合は、測定士の氏名 と登録番号を記入		

(5) 有害物質等の使用状況

使用原材料、工具等で有害な次の物質等の使用状況について点検し、規則、指針等により環境管理、作業管理、健康管理ができていないかを把握してください。

点検結果は、下表に記入してください。

(管理状況は、各管理を実施している場合に 印を記入してください。)

有害物質等の種類及び名称	業務名	取扱量(月間) 又は設置台数 ( )単位を記入	従事者数	管理状況		
				環境管理	作業管理	健康管理
有機溶剤等		( )				
		( )				
		( )				
鉛等		( )				
		( )				
特定化学質		( )				
		( )				
		( )				
粉じん業		( )				
		( )				
電放射線		( )				
		( )				
振動工具		( )				
		( )				
V D T		( )				
		( )				
レーザー		( )				
		( )				
騒音		( )				
		( )				

(注)種類が多い場合は、主なものをあげて、その他は別紙で作成して添付してください。

上記の「有害物質等の種類及び名称」欄は、次の ~ を参考に記入してください。

有機溶剤等 ..... 塗料、洗浄剤、接着剤、印刷インク、等

鉛 ..... はんだ付け、合成樹脂等を製造する工程における鉛等の溶融、鋳込、粉碎、混合等の作業、等

特定化学物質 ..... 塩素、クロム酸、マンガン、硫酸、等

粉じん作業 ..... 研ま作業、アーク溶接、粉状の鉱物等を取扱う作業、等

電離放射線 ..... エックス線装置、放射性物質を装備している機器の取扱いの業務、等

振動工具 ..... グライNDER、チップングハンマー、コンクリートブレイカー等の振動工具の取扱い作業

V D T ..... コンピューターの端末装置、ワードプロセッサの作業

レーザー ..... レーザー機器の出力がクラス3A以上(1mWをこえる機器)

騒音 ..... 「騒音障害防止のためのガイドライン」に示す別表第1及び第2の作業場

(6) 職場における受動喫煙防止・喫煙対策を実施していますか。(安衛法第68条の2)(複数回答可)

- イ 喫煙対策の推進計画及び体制      □ 全面禁煙(屋外を含む)
- ハ 屋内のみ禁煙、禁煙室の設置      ニ 禁煙の奨励・喫煙に関する教育
- ホ その他(    )      ヘ 実施していない(理由:    )

(7) 「職場における腰痛予防対策指針」による対策を行っていますか。(複数回答可)

- イ 重量物取扱い作業での対策      □ 立ち作業での対策      ハ 座り作業での対策
- ニ 福祉・医療分野等における介護・看護作業での対策      □ 車両運転等の作業での対策

## 6 機械等の管理状況

### (1) 特定自主検査

下表の機械について年一回の特定自主検査を実施していますか。

機 械 名	所有台数	実施数	未実施数	自社で実施の場合は 事業内検査者数を記入	検査業者で実施の 場合は業者名を記入
動力プレス (安衛則第135条の3)				名	
フォークリフト (安衛則第151条の24)				名	
車両系建設機械 (安衛則第169条の2)				名	
不整地運搬車 (安衛則第151条の56)				名	
高所作業車 (安衛則第194条の26)				名	

は、2年に1回実施のこと。

(表の該当欄に必要な事項を記入してください。)

### (2) 定期自主点検等

下表の機械又は装置について一定の期間ごとに定期自主検査を実施していますか。また、検査結果の記録を作成し保存していますか。

(下表の該当欄に 印または数字を記入してください。)

機 械 又 は 装 置 名	設 置 数	自主検査の種類		実 施 状 況			検 査 記 録 の 有 無
		月 1回	年 1回	未実施	自社で 実 施	その他 で実施	
ボイラー (ボ則第32条)							
小型ボイラー (ボ則第94条)							
第一種圧力容器 (ボ則第67条)							
第二種圧力容器 (ボ則第88条)							
小型圧力容器 (ボ則第94条)							
クレーン (ク則第34・35条)							
移動式クレーン (ク則第76・77条)							
エレベーター (ク則第154・155条)			1				
簡易リフト (ク則第208・209条)							
シャー (安衛則第135条)							
遠心機械 (安衛則第141条)							
乾燥設備 (安衛則第299条)							
局所排気装置・フック型換気装置 (除じん装置及び廃液・排ガス処理装置を含む) (安衛法第45条、安衛令第15条)							
化学設備及びその附属設備 (安衛則第276条)			2				
フォークリフト (安衛則第151条の22)							
車両系建設機械 (安衛則第168条)							
不整地運搬車 (安衛則第151条の54)							
高所作業車 (安衛則第194条の24)							
アセチレン溶接装置 (安衛則第317条)							
ガス集合溶接装置 (同上)							
ショベルローダー (安衛則第151条の31・32)							

1 積載荷重が0.25 t 以上1 t 未満のもの 2 2年に1回実施のこと。



(3) 危険機械等の使用状況

次の危険機械等の使用状況を点検し、安全措置ができていないかを把握してください。

(下表の該当欄に 印または数字を記入してください。)

危険機械の種類	設置・保有台数	安全措置の実施状況	
		実施数	未実施数
食品加工用機械(安衛則第130条の2ほか)			
木材加工用機械(安衛則第122条ほか)			
解体用機械(安衛則第171条の4ほか)			
車両系木材伐出機械(安衛則第151条の84ほか)			
産業用ロボット(安衛則第150条の3ほか)			

(4) 機械類の安全性に係る J I S 規格・国際規格( I S O 等) を活用していますか

イ J I S B 9700 に従ってリスクアセスメントを実施している

ロ 個別の製品安全規格に基づき安全対策を講じている

ハ 個別製品規格がないものについて保護方策についての機械安全規格により対策を講じている

ニ J I S 規格等に基づく対策の予定なし(理由: )

ホ J I S 規格等を知らない

7 労働安全衛生マネジメントシステムにより管理を行っていますか。(複数回答可)

イ 事業者による安全衛生方針を表明している

ロ 安全衛生目標を設定し安全衛生計画を策定している

ハ 日常的な点検、改善等を行っている(随時の P D C A )

ニ 定期的なシステム監査とその結果に基づき改善を行っている(定期のシステム全体の P D C A )

ホ システム導入の予定なし(理由: )

ヘ システムを知らない

8 危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)等を実施していますか。

(安衛法第28条の2、新第57条の3)

イ 安全衛生全般について、リスクアセスメントとその結果に基づく措置を実施

ロ 安全衛生のうち一部について、リスクアセスメントとその結果に基づく措置を実施

(一部が未実施の理由: )

ハ リスクアセスメントと結果に基づく措置は実施していない(又は結果に基づく措置のみ未実施)

理由: 必要性を認めていないため

その他(具体的に: )

9 「荷役作業の安全対策ガイドライン」による対策を行っていますか。

自社労働者について イ いる ロ いない(理由: )

荷主事業者として イ いる ロ いない(理由: )

10 「交通労働災害防止のためのガイドライン」による対策を行っていますか。

自社労働者について イ いる ロ いない(理由: )

荷主事業者として イ いる ロ いない(理由: )

11 職場で熱中症対策を行っていますか。(屋外、冷房のない場所、暑熱設備の周辺)(複数回答可)

(安衛則第606、608、613、614、617条ほか。滋賀労働局「職場における熱中症予防対策要綱」)

イ WBGT値(暑さ指数)を活用している ロ 休憩場所を整備している

ハ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けている

ニ 定期的に水分・塩分を補給させている ホ 透湿性・通気性の良い服装・帽子を着用させている

ヘ 労働者の健康状態に配慮している

12 高齢労働者(約50才以上)に対し特別な災害防止対策を講じていますか。(安衛法第62条)

イ いる ロ いない(理由: )

ハ 現在計画中 ニ 該当者がいない



- (10) 作業環境測定結果の評価に基づき、関係請負人が実施する作業環境の改善、保護具の着用等についての指導の実施 (有・無)
- (11) 関係請負人の労働者の健康診断の受診率を高めるため、関係請負人に対して健康診断機関の斡旋等の実施 (有・無)
- (12) その他請負に伴う実施事項
  - 災害防止の責任を遂行できない事業者の仕事に請け負わせない、仕事の期日等について安全で衛生的な作業の遂行を損なう条件を付さない等の注文者としての配慮 (有・無) (安衛法第3条第3項)
  - 関係請負人及びその労働者に対する指導等 (有・無) (安衛法第29条)
  - 「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」に基づく適正な契約の締結 (有・無)

**19 派遣労働者に対する安全衛生管理状況** (派遣労働者を使用されている場合に記入下さい。)

- 派遣労働者数を含めた安全衛生管理体制の整備 (有・無) (安衛法第10条～19条ほか)
- 派遣労働者に対する作業内容変更時安全衛生教育等の実施 (有・無) (安衛法第59条ほか)
- 派遣労働者に対する特殊健康診断の実施 (有・無) (安衛法第66条)

**20 石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置**

- 労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等又は当該建築物に設置された工作物に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等の有無 (有・無)
- 上記石綿等に損傷、劣化等の有無 (有・無)
- 上記が有で労働者の就業場所の場合、石綿の除去・封じ込め・囲い込み等の措置 (石綿則第10条) (未・済 「未」の場合、予定の有無 有・無)

**21 安全衛生管理自主点検結果**

自主点検の結果、実施や対策が必要な項目について未実施のものや該当事項が全て行われていない点検項目については改善を図る必要があります。特に法律上義務付けられている項目については直ちに改善が必要です。

改善計画を樹てて計画的に実施していただくとともに下表に主な項目ごとにまとめてください。

改 善 項 目	改 善 内 容	実 施 予 定

(上表に記入しきれない場合は別紙で添付してください。)

## 21 建設業点検表

(建設業のみ記入してください)

### (1) 災害発生状況

年別	区分	死亡災害	休業災害		不休災害	合計
			4日以上	1～3日		
平成25年		( )	( )	( )	( )	( )
平成26年		( )	( )	( )	( )	( )
平成27年		( )	( )	( )	( )	( )

(注)下請を含めた件数を記入し( )内には、店社分を記入してください。

### (2) 工事実績

店社安全衛生管理者氏名	
専属下請け事業場数	社名

年間施工件数	土木	件	建築	件	その他	件	合計	件
--------	----	---	----	---	-----	---	----	---

年間工事施工高	約	百万円
---------	---	-----

### (3) 店社における自主安全衛生管理推進状況

項目	有・無	項目	有・無
マネジメント指針に基づく方針 表明・目標設定・計画策定	有・無	下請事業者への教育	有・無
安全衛生管理組織の整備	有・無	災害統計等の作成	有・無
事前評価体制の確立	有・無	安全大会等の開催	有・無
RAの設計、施工計画、作業計画、 作業手順各段階での実施	有・無	改善指示事項等の措置状況	有・無
適正な安全衛生経費の積算	有・無	関係団体との災防活動協力	有・無
パトロールの現場指導体制	有・無	その他の災害防止対策	有・無
店社安全衛生委員会の設置	有・無	工事計画の事前審査の実施	有・無

マネジメント指針  
「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」

RA 「リスクアセスメント」

### (4) 工事現場における自主安全衛生管理推進状況

項目	有・無	項目	有・無
協議組織の設置	有・無	下請事業者の法令違反の指導	有・無
下請事業者等との連絡調整	有・無	持込機械の安全と有資格者	有・無
安全パトロール	有・無	単管抱き足場・単管ブラケット 足場での水平親綱設置	有・無
免許・技能講習・ 特別教育対象業務	有・無	下請事業者への安全指導	有・無
工程計画等の作成	有・無	安全日誌、点検表の活用	有・無
適正な施工業者の選定	有・無	改善指示事項等の措置	有・無
重点的労働災害防止対策	有・無	その他安全衛生水準の向上	有・無

(5) 滋賀県における建設業の「労働災害防止強化週間」(7月20日～26日)を知っていますか。

イ 知っている                      □ 知らない

### (6) 点検結果

改善項目	改善内容	実施予定

(上表に記入しきれない場合は別紙で添付してください。)

平成28年安全衛生管理年間計画

(事業場名： )

年間重点目標	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
安全衛生の各種行事												
安全衛生各種会議												
安全衛生意識の高揚												
機械設備の安全化 職場環境の改善												
定期自主検査 (特定自主検査)												
作業環境測定												
健康診断												
安全衛生教育												
健康保持増進対策												
快適職場環境づくり												

注：本計画は事業場年間計画を添付しても可

各種行事には、国民安全の日（7/1）、全国安全週間（本週間7/1～7 準備期間6/1～30）、全国労働衛生週間（本週間10/1～7 準備期間9/1～30）  
 職場の健康診断実施強化月間（9/1～30）、滋賀地方安全衛生大会（10月栗東市）、全国産業安全衛生大会（10/30～11/1宮城県仙台市）  
 滋賀県産業安全の日（11/15 無災害運動期間11/1～30）、年末年始無災害運動（12/15～1/15）

その他、安全関係では、

春の全国火災予防運動（3月）、秋の全国火災予防運動（11月） 建設業労働災害防止強化週間（7月）  
 春の全国交通安全運動（5月）、秋の全国交通安全運動（9月） 建設業安全衛生大会（7月）  
 クレーンの日（9/30）、ボイラーデー（11/8）、特定自主検査強調月間（11月） 年度末労働災害防止強調月間（3/1～31）

衛生関係では、

心とからだの健康推進運動（9/1～30）、健康増進普及月間（9月）、環境月間（6月）、歯の衛生週間（6月）  
 全国作業環境測定・評価推進運動（9/1～30）

$$\text{度数率} = \frac{\text{その期間中の災害発生件数}}{\text{その期間中の総延労働時間数}} \times 1,000,000$$

（小数点3以下四捨五入）

$$\text{強度率} = \frac{\text{その期間中の災害による労働損失日数}}{\text{その期間中の総延労働時間数}} \times 1,000$$

（小数点3以下四捨五入）

延労働損失日数

(1) 死亡 7,500日

(2) 身体障害を伴うもの

身体障害等級	1～3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労働損失日数	7500	5500	4000	3000	2200	1500	1000	600	400	200	100	50

(3) 身体障害を伴わないもの

$$\text{労働損失日数} = \text{療養のため休業した日数(暦日による)} \times \frac{300}{365}$$

（小数点以下切捨、1未満は1に切上げ）

## 滋賀労働局「第12次労働災害防止推進計画」の進捗概要 (計画期間：平成25年度～平成29年度)

全体目標（災害件数、重点、目標）：

		H24	H25	H26	目標	重点事項
全産業	死亡	11人	12人	10人	毎年 <b>9人</b> 以下	①のとおり
	死傷	1,454人	1,422人	1,404人	H29までに <b>1,250人</b> 以下 (H24比約-15%)	

### ①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業種対策（災害件数、重点、目標）：

重点業種		H24	H25	H26	目標	重点事項等
第三次産業		574人	500人	515人	参考：H24比-15%は488人	
商業（小売業など）		194人	170人	147人	H29までに <b>162人</b> 以下 (H24比-20%)	転倒、交通事故、腰痛指針
社会福祉施設		94人	90人	96人	H29までに <b>78人</b> 以下 (H24比-10%) (※)	腰痛指針、転倒、交通事故
接客娯楽業（飲食店、ゴルフ場など）		105人	87人	116人	H29までに <b>88人</b> 以下 (H24比-20%)	切れ・こすれ、転倒
清掃業（ビルメンテナンス業、廃棄物処理業など）		67人	46人	56人	H29までに <b>56人</b> 以下 (H24比-20%)	転倒など
道路貨物運送業		156人	166人	147人	H29までに <b>134人</b> 以下 (H24比-15%)	荷役作業（ガイドライン）
製造業	死亡	2人	2人	1人	毎年 <b>1人</b> 以下	挟まれ・巻き込まれ（安衛則107,108条、機械の安全規格活用）
	死傷	391人	462人	451人	—	
建設業	死亡	4人	3人	2人	毎年 <b>3人</b> 以下	ゼロ災滋賀「命綱GO（いのちつながり）活動」
	死傷	162人	144人	155人	—	

(注)「死亡」は死亡災害、「死傷災害」は休業4日以上死傷災害。期間は暦年（1～12月期）。

(※)社会福祉施設の目標は、雇用者数の大幅な増加見込みを考慮した数値です。労働者数あたりの災害発生率としては、25%の減少に相当する水準です。



厚生労働省

滋賀労働局、大津・彦根・東近江 労働基準監督署

～働きやすい滋賀をめざして（労働災害ゼロ 業務上疾病ゼロへ）～

※ゼロ災ロゴマークは 滋賀労働局HPからダウンロードし どなたでもお使いいただけます

[http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzaen\\_eisei.html](http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzaen_eisei.html)

この計画は、労働安全衛生法第6条により厚生労働大臣が策定した「労働災害防止計画」(第12次)を踏まえ、滋賀労働局が重点的に取り組む事項を定めた5か年計画です。

健康確保・職業性疾病対策（進捗と今後の予定など）：

重点対策	目標進捗、重点事項	補足事項等
メンタルヘルス対策 【目標】対策に取り組んでいる30人以上の事業場の割合を80%以上(H29までに)	・ストレスチェック制度の周知徹底  【実績】 100人以上の事業場： 対策実施率60.2%（2010年） 50～99人の事業場： 対策実施率76.9%（2012年）	・50人未満の事業場で何らかの対策を行うよう指導（改正法が努力義務） ・産業保健総合支援センターの活用勧奨 ・ストレスチェック制度の効果的な運用を指導啓発（①セルフケア方法の情報提供、②集団分析による職場環境の改善、③高ストレス者の放置防止（「こころホットライン」の活用等）など）
過重労働対策	・働き方の見直し ・健康管理	・「過重労働解消キャンペーン」（11月） ・ポータルサイトによる働き方改革の取組事例紹介 ・高齢者医療確保法に基づく医療保険者への安衛法健診データ提供の徹底
化学物質対策	・特化則・有機則等の徹底 ・ラベル表示や安全データシート（SDS）の交付・入手の徹底 ・がん原性指針、リスクアセスメント（改正法含む）の徹底 ・眼などの薬傷防止	・監督指導の強化 ・改正法の周知徹底 ・有害性の不明な物質への指導強化（新指針通知H27.9.18基発0918第3号10(1)ア等） ・別の物質への不適切な代替の防止（新指針通知H27.9.18基発0918第3号10(1)イ）
腰痛対策	・改正腰痛予防対策指針の周知徹底	・介護・看護作業を最重点 ・運送業、製造業、商業を重点とし、対策強化（H27.9～）
熱中症対策 【目標】死亡者をゼロ（毎年）	・「職場における熱中症予防対策要綱」（H26.6）の周知徹底  【実績】死亡災害 0件(H25)、1件(H26)	・重症化の防止（熱中症疑いで水分・塩分摂取しても回復しない場合の速やかな救急搬送など）
受動喫煙防止対策	・改正法による努力義務の周知啓発	・技術的な留意事項の周知徹底（H27.5.15付け基安発0515第1号）

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による取組

- ・災害事例・災害原因分析の積極的な提供・公表（H26年度～）

③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- ・11月に「滋賀県産業安全の日 無災害運動」を実施（H25～）

**「STOP！転倒災害プロジェクト」を2016年以降も展開します！**  
**「安全衛生優良企業」の認定制度が始まりました（2015年6月～）**  
**ストレスチェックが義務になりました（今年11月末までに1回目の実施が必要）**